

いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会

令和5年9月1日 〒173-0005 板橋区板橋1丁目48番
第444号 11号ロジエビルNo.3 2階

電話:03-3962-0131

FAX:03-3962-0133

(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/management/1005779.html> ※年7回(不定期)発行となります

今号のトピックス

- 1 夏季 VOC 対策オンラインセミナーの開催
- 2 騒音・振動測定講習会
- 3 建築物の解体等作業を行う際の資格者による事前調査義務について(大気汚染防止法)
- 4 板橋エコアクション取組事業者募集中
- 5 環境関連補助金・支援策情報

夏季 VOC 対策オンラインセミナーの開催

VOC(Volatile Organic Compounds)とは、蒸発しやすい化学物質(揮発性有機化合物)の総称です。VOCは、光化学オキシダントや、PM2.5等の原因物質として知られており、気温が高くなる夏季に揮発量が増加する傾向にあります。

工場等からのVOC排出量は、法令による規制や事業者の自主的取組により、減少傾向にありますが、オフィスや家庭等の民生部門においては、排出量の減少が停滞している状況です。

民生部門等の排出削減に向けた取組を促進するため、東京都では、これらを対象にしたオンラインセミナー(動画配信)を開催します。

1. 公開期間

令和5年8月7日(月)から令和5年9月29日(金)まで

2. 開催方法

オンラインでの動画配信(参加費無料、事前申込不要)

3. 講演内容

- (1)環境とからだに優しい私たちの選択【東京都環境局】
- (2)環境ラベルで選ぼう!～今日からできる、未来への一步、サステナブルな選択～
【グリーン購入ネットワーク】
- (3)『ちょっとの工夫』で環境対策 - DIY塗装のVOC排出削減 -
【東京都立産業技術研究センター】
- (4)大気環境に配慮したガソリン計量機について【日本ガソリン計量機工業会】

4. 公開先

東京都環境局 揮発性有機化合物(VOC)対策ホームページ

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/voc/event/index.html



5. 問合せ先

東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課

電話:03-5388-3457(直通)



騒音・振動測定講習会

板橋区は板橋環境管理研究会との共催で騒音・振動の測定に関する講習会を下記により実施いたします。この講習会は、工場・事業所が環境マネジメントシステムの構築・維持に必要な騒音・振動の測定技術の習得を中心に行います。講習を修了すると、修了証及び測定機器の貸出しカードを交付いたします。修了証等交付後、検定・検査済みの騒音計、振動計、記録計の貸出しを受けることができます。



※ 板橋環境管理研究会の会員企業の方は、板橋環境管理研究会から受講料の全額補助が受けられます。

記

1. 期 日 令和5年11月14日(火)13時～18時予定 (12時30分開場)
2. 共催団体 板橋環境管理研究会
3. 会場 板橋区役所北館9階大会議室(A) 板橋区板橋 2-66-1
4. 受講資格 板橋区内の工場・事業所の公害防止、環境マネジメントシステム構築・維持の業務に携わっている方
5. 受講料 1,000円
6. 定員 20名 ※申込多数の場合は、抽選等により参加人数を調整させていただきます。
※参加者の介助者を除く。
7. 講習内容(予定)

時間	演題	内容
13:10～14:05	騒音・振動の基礎知識と法令	・騒音・振動とは ・騒音規制法概要 ・振動規制法概要 ・東京都環境確保条例概要
14:10～15:50	騒音計・振動計の使い方	・騒音・振動測定の規定 ・騒音計・振動計の使い方
16:05～17:30	騒音計・振動計の測定実習	・騒音・振動測定実習 ・データの解析方法 ・データの解析実習
17:30～18:00	質疑応答他	・質疑応答 ・修了証交付

8. 申込方法 申込書にご記入のうえ、次頁の宛先に申込書をFAX又はEメールによりお申込みください。
9. 申込期間 令和5年9月4日(月)～10月6日(金)
10. 問合せ先 環境政策課生活環境保全係 担当:加藤・切原・山下(夕) 電話 3579-2594

<板橋区役所交通案内>

都営地下鉄三田線 板橋区役所前駅下車 A3出口 徒歩1分
東武東上線 大山駅下車 徒歩10分

駐車場をご用意しておりません。ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

(参考) 騒音・振動測定器等の貸出しについて

板橋区では、騒音計、振動計、記録計の貸出しを行っています。

貸出し対象機器	貸出しを受けられる方
騒音計(普及型) SDT-8852・NA-24・NL-22	板橋区内に住所又は事業所がある方
騒音計(検定済品) NL-42 (リオン)	板橋区内に住所又は事業所がある方で、ISOの認証取得及び維持のため、適切な技術者*の管理のもとに使用する方
振動計(検定済品) VM-53 (リオン)	
記録計(検査合格品) LR-07 (リオン)	

※適切な技術者とは、以下の方が該当します。

①騒音・振動関係の公害防止管理者、環境計量士(騒音・振動関係)

②板橋区の「騒音・振動測定講習会」を修了した方

詳しくは、資源環境部環境政策課生活環境保全係 電話 3579-2594 まで

----- 切り取り線 -----

騒音・振動測定講習会申込書

工場・事業所名			
住 所			
ふりがな 氏 名			
役職・業務内容			
備考	以下について、必要がございましたら、チェックを付けてください。		
	<input type="checkbox"/> 車いすスペース	<input type="checkbox"/> 拡大文字版テキスト(希望フォントサイズ「 <input type="text"/> 」)	
	<input type="checkbox"/> その他(<input type="text"/>)		
介助者	<input type="checkbox"/> 同行する (<input type="text"/> 人)	<input type="checkbox"/> 同行しない	
連絡先	電 話 (<input type="text"/>)	-	
	ファクシミリ (<input type="text"/>)	-	
メールアドレス			

(FAX 送信): 03-3579-2249

(Eメール送信): s-kogai@city.itabashi.tokyo.jp

※ 個人情報については、本事業以外の目的には使用いたしません。

※ 工場・事業所名及び氏名は修了証等に記載しますので、正確にご記入ください。

※ 受講者決定通知をメールにてお送りしますので、メールアドレスのご記載をお願いします。

※ 申し込み状況により、ご期待に沿えない場合がございます。

建築物の解体等作業を行う際の資格者による 事前調査義務について(大気汚染防止法)

建築物(建築設備含む)の解体・改修工事に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策のさらなる強化のため、令和2年6月5日に大気汚染防止法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が公布され、令和3年4月1日から、段階的に施行されています。

事前調査を適正に行うため、令和5年10月1日以降に着工する工事は、必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に調査を実施させることが義務づけられます。

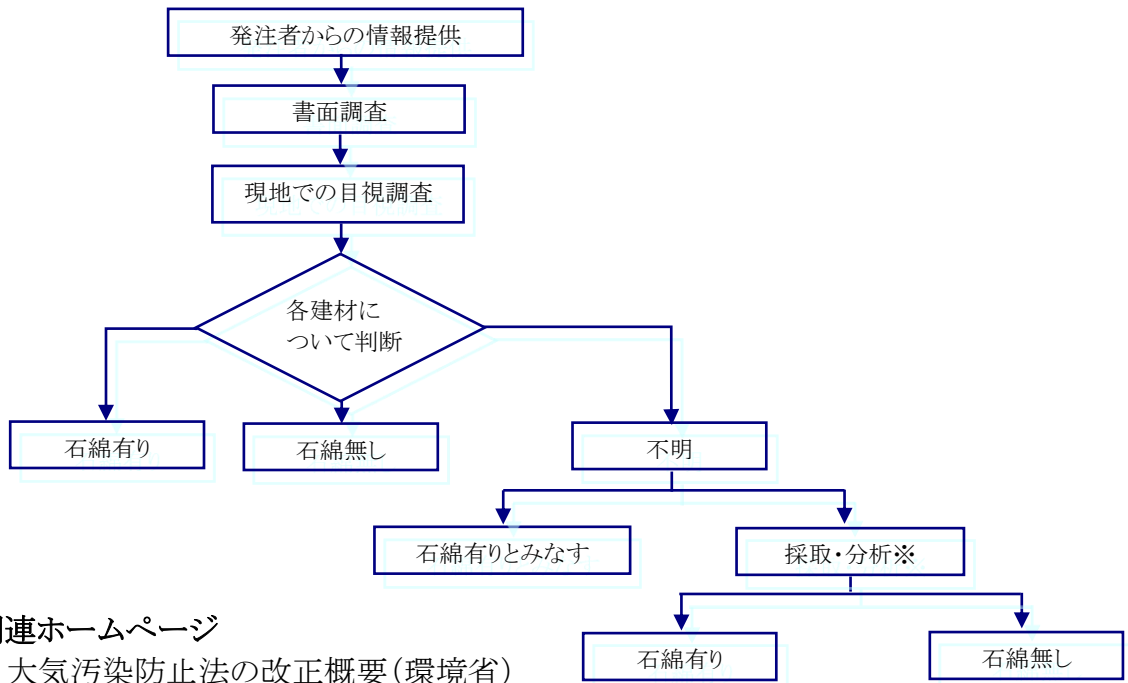
1 調査をすることができる者(必要な知識を有する者として環境大臣が定める者)

- (1) 一般建築物石綿含有建材調査者
- (2) 特定建築物石綿含有建材調査者
- (3) 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部のみ)
- (4) 改正法の施行前に一般社団法人アスベスト調査診断協会に登録されている者で、調査時点においても引き続き登録されている者

2 事前調査の流れ

事前調査とは、解体等工事を行う建築物に石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすこととなります。

※ 分析を行う場合、令和5年10月1日以降に着工する工事は、石綿障害予防規則に基づき厚生労働大臣が定める者に分析をさせることが義務付けられます。



3 関連ホームページ

- (1) 大気汚染防止法の改正概要(環境省)
<https://www.env.go.jp/content/900397116.pdf>
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimein/other/pamph/index_00002.html

【問合せ】板橋区 資源環境部 環境政策課 生活環境保全係
〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1
電話:03-3579-2594



板橋エコアクション取組事業者募集中

板橋エコアクション(IEA)は、事業所の皆様の可能な範囲で、環境に配慮した行動を行い、その行動を評価・継続することにより、新たなライフスタイルの定着に繋がることを目的とした事業です。マネジメントシステムの手法を用いて、省エネルギーや環境負荷の低減を促進します。



板橋区では、板橋エコアクションの取組事業者を募集しています。

1. 板橋エコアクションを取り組むためには

(1)活動申請

会社の概要や取組に対する意気込みを記入した書類(データ)を事務局に提出し、サービス利用を開始します。

(2)データ収集

エネルギー使用量及び廃棄物排出量の過去のデータを入力して傾向を把握します。

(3)目標設定

エコアクション項目の選定・各種項目について目標の設定と実践計画を立てます。

(4)エコレポートを提出し、実際に行動

作成したエコレポートを事務局に提出し、実践計画に基づき実際に行動します。

エコレポートの詳細は、下記アドレスからホームページにアクセスし、ご参照ください。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/management/iea/1005817.html>

2. 板橋エコアクションの利点

- ・ISO14001 を基盤として、内容を様式に簡潔にまとめているので、環境マネジメントシステムについて知識がない場合でも簡単に取り組める。
- ・登録・審査料が無料
- ・レベルが3段階に分かれているので、可能な範囲で取り組める。
- ・いたばし環境アクションポイント事業における優遇(1,000ポイント)
- ・工場変更認可手数料の免除(7,600円/件)
- ・産業融資制度利子補給の優遇措置(利子補給割合加算率:1割)
- ・板橋区施工能力審査型総合評価方式における企業の地域貢献評価点加点(レベルC取得企業のみ対象)

3. 問合せ

環境政策課 脱炭素社会推進係

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 区役所北館 7階 12番窓口

電話:03-3579-2622 Eメール: s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp

環境関連補助金・支援策情報

令和5年度に実施される環境関連の補助金・支援策情報(主に事業所向け)の一部をご紹介します。詳細については、実施団体のホームページ等をご確認ください。

1. ZEV 導入促進事業(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)(東京都環境局)

(1) 受付期間

令和5年4月 28 日から令和6年3月 29 日まで(受付中)

(2) 補助額

補助対象	①基本補助額		②再エネ導入	
	給電機能 有	給電機能 無	㊦再エネ 100%電力契約	㊧太陽光発電設備設置
EV	37 万 5 千円	27 万円 5 千円	+12 万 5 千円	+25 万円
PHEV	30 万円	20 万円	+10 万円	+10 万円

補助内容	補助額	要件等
①基本補助額	上記のとおり	補助対象・給電機能の有無による
②再エネ導入	上記のとおり	㊦または㊧ずれかを上乘せ ※㊧については、発電力2kW以上が対象
③自動車メーカー別上乘せ	+5~10 万円	条件を満たす自動車メーカーの車両の場合
④高額車両	①~③の合計額に0.8を乗じる	税抜き 840 万円以上となる車両

(3) 制度の詳細と問合せ先

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
(クール・ネット東京) モビリティチーム 電話:050-3155-5646

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

補助金・支援策の情報

東京都の温暖化防止に関わる補助金の公募期間等の情報は、下記ホームページを参考に詳細をご確認ください。

【クール・ネット東京 東京都地球温暖化防止活動推進センター】

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy>

国の温暖化防止にかかわる支援策の情報は、下記ホームページを参考に詳細をご確認ください。

【環境省】

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html

【経済産業省】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/